

# 学校生活のきまり

## I 1日の日課

### 1. 登校

始業（本鈴）10分前までに登校するようにし、朝の学級活動開始までに教室に入ること。

### 2. 下校

下校時刻は4時とし、土曜日は1時10分とする。

### 3. 始業前後

書記の生徒は、始業開始のチャイムがなりおわつたと同時に出席をとり、これに遅れたものは遅刻とする。朝の清掃は予鈴までにおわらせる。

### 4. 休み時間

昼休み時間以外の休み時間は、授業の後しまつと、つぎの授業の準備をすませてから休むこと。昼休みは、学年ごとにきめられた場所ですごす。

### 5. 日直

日直の生徒は、学級2名の生徒が「日直のしごと」にもとづいてしごとにあたる。朝礼のときは教室に残り教室の管理、ストーブ使用期間はその日の当番にあたる。

### 6. 居残り

きめられた下校時刻以後残る生徒は、その日の昼休みまでに指導の先生の許可をえ、生徒責任者は、「居残り記入黑板」に記入し、下校のときはこれを消し、先生に報告して下校する。

## II 学校での生活

### 1. 遊び

校庭や屋上でのバット、かたいボールの使用、危険なうまとびなどはしない。また屋上では、先生の指導のあるとき以外はボールは使用しない。

### 2. 持ちもの

不必要な現金、腕時計、高価な学用品、間食その他学習に必要なものを持ってこない。すべて持ちものには、学年、組、氏名を明記する。

### 3. 届出と連絡

欠席するときは家庭から連絡し、遅刻、早退、教科の見学は、生徒手帳を利用して保護者に記入してもらい、担任の先生に届けを出す。また登校後の見学、休養、早退は養護の先生に申しで、担任の先生に届けること。

### 4. 安全な生活

校舎内では右側通行に心がけ、遊びをふくめ、乱暴な行動によってけがをしたり、他の生徒に迷惑をかけるないように注意する。

### 5. 課外クラブ活動

クラブ活動は、すべて先生の指導のもとに活動し、運動クラブは、体育の時間と同じ服装とする。自分の持ちものやカバンは、活動の場所へ持っていくこと。とくに終わりの時刻を厳守し、届けてある終了の時刻は学校の門を出る時刻とする。

### 6. ロッカーの使用

教科書、ノート類以外で、学校生活に必要なものだけをに入れておく。

### 7. 外出

登校後は無断で外出しない。

### 8. 通学

自転車を利用する通学は認められない。交通規則を守り、道路の横断は横断歩道とする。

### 9. 中学生らしい態度

来訪者や先生に対しては、中学生らしいことばづか